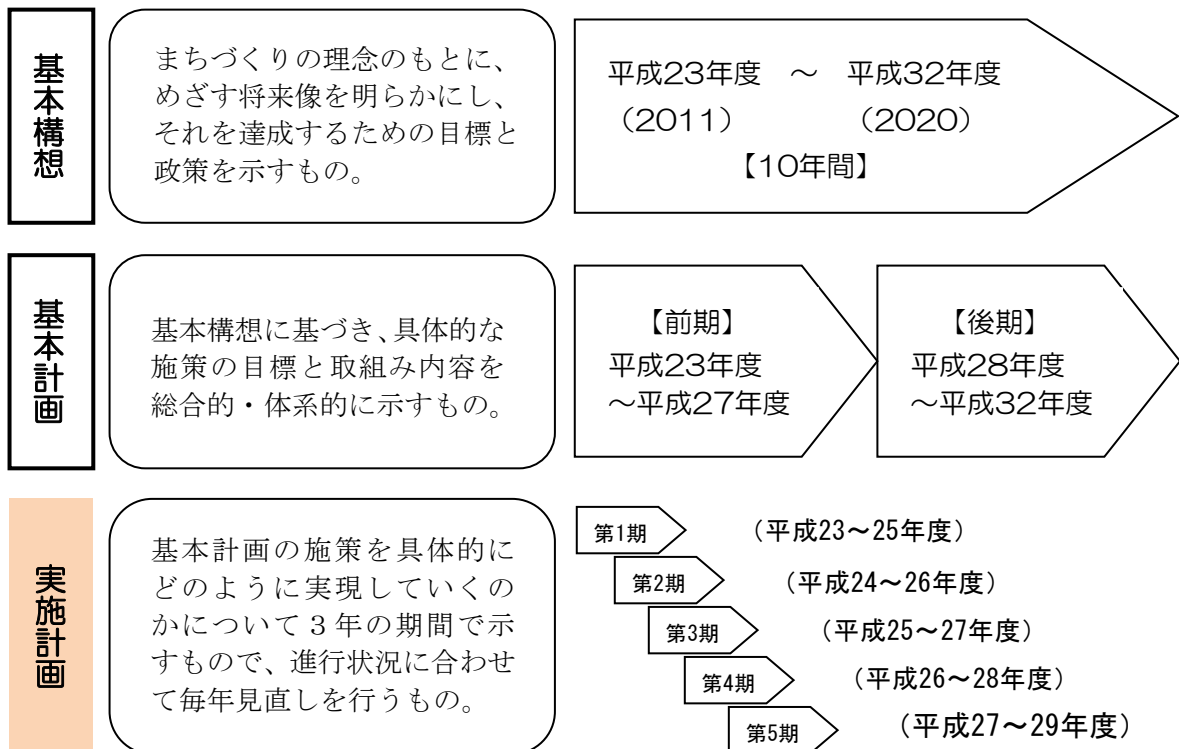


第4次摂津市総合計画第5期実施計画の概要

1. 実施計画の考え方

- ◆総合計画は、まちづくりの最上位の計画で、その下にある分野別の行政計画を包含した計画で、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つの柱で構成されています。



- ◆第4次総合計画では、基本計画の施策ごとの目標として「平成32年度に実現している姿」と「指標」を掲げ、それを実現する計画として「施策の展開」を示しています。
- ◆手段（事業）については、計画期間の10年間において社会情勢の変化や事業の有効性を適宜判断し、適切なものを迅速に変更・実施することになります。
- ◆実施計画は、基本構想・基本計画をどのように予算として反映していくかという骨格を示すものであり、予算編成の指針となるものです。したがって、実施計画が示す内容を受け、財源を有効的・効率的に振り分けていくのが予算編成です。
- ◆実施計画（施策評価）は、事務事業評価と連動しながら、進行管理及び評価を行います。

2. 実施計画のねらい

◆実施計画のねらいは次のとおりです。

- ①「平成32年度に実現している姿」の実現への道筋を明確にするとともに、その進行状況を管理できる工程表とすること。また、市民に公表すること。
- ②「平成32年度に実現している姿」及び「施策の展開」と、実施する事業との関係を明確にすること。
- ③事業の実施責任者を明確にすること。
- ④予算編成の指針とすること。

3. 実施計画の構成

◆第5期実施計画は、計画期間を平成27～29年度としています。

(1) 実現している姿

◆平成27年度末及び平成32年度末時点での到達度の評価を行います。評価は、「実現している姿を確認する指標」や「施策の展開」の各計画の進行状況等により行います。

(2) 施策の展開の計画

◆施策の展開の計画は、総合計画基本計画の各施策に示す「施策の展開」について、具体的な事業の計画を作成するものです。ここが実施計画の根幹部分になります。

◆具体的には、「施策の展開」の実現に必要なことを計画し、そのために取り組むことを1年ごとに計画します。さらに、その手段である次年度（第5期の場合は平成27年度）の事業及び事業費を示します。

◆第4次総合計画では、「摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと」も定めています。これについても実現に向けた計画を作成します。

4. 実施計画の評価

◆「施策の展開の計画」、「摂津市の特色や魅力のある取組みとして進めていくこと」のそれぞれにおいて、毎年、前年度の取組みを振り返り、評価を行い、その評価を踏まえて、目標や計画を見直し、実施計画を作成します。

（第5期の場合は、平成25年度の取組みを振り返り評価を行っています）